(四)　化学発泡剤製造工程（尿素を原料として使用するものに限り、(五)に掲げるものを除く。）　(1)ロ及び(2)ロの一の値第三欄の値は、五とする。										
(五)　化学発泡剤製造工程（尿素を原料として使用するものに限る。）　(2)ロの一の値第三欄の値は、三五とする。	(略)	一二六　脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	一〇	一五	一〇	一五	(略)	一二八　界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）	一五	二五	一〇	一五
								一二九　塗料製造業	一五	二五	一〇	一五
								一三〇　印刷インキ製造業	一五	二五	一〇	一五
								一三一　医薬品原薬・製剤製造業	一五	四〇	一〇	一五
		大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るもの(1)ロの値は、三〇とする。					大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るもの(1)ロの値は、五とする。	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るもの(1)ロの値は、三〇とする。				
		大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るもの(1)ロの値は、三〇とする。					大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るもの(1)ロの値は、三〇とする。	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るもの(1)ロの値は、三〇とする。				
		(一)　大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するもの（(二)に掲げるものを除く。）に係るもの(1)ロの値は、第三欄(1)ロの値は、四五とする。					(一)　大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するもの（(二)に掲げるものを除く。）に係るもの(1)ロの値は、第三欄(1)ロの値は、四五とする。	(一)　大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するもの（(二)に掲げるものを除く。）に係るもの(1)ロの値は、第三欄(1)ロの値は、四五とする。				
		(二)　医薬品原薬製造工程（窒素又はその化合物を原料として使用するものに限る。）にあっては					(二)　医薬品原薬製造工程（窒素又はその化合物を原料として使用するものに限る。）にあっては	(二)　医薬品原薬製造工程（窒素又はその化合物を原料として使用するものに限る。）にあっては				

(四)　化学発泡剤製造工程（尿素を原料として使用するものに限る。）にあっては、(1)ロ及び(2)ロの一の値第三欄の値は、三五とする。										
	(略)	一二六　脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	一〇	三〇	一〇	一五	(略)	一二八　界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）	一五	五五	一〇	一五
								一二九　塗料製造業	一五	三〇	一〇	一五
								一三〇　印刷インキ製造業	一五	三〇	一〇	一五
								一三一　医薬品原薬・製剤製造業	一五	四五	一〇	一五